

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人 白梅学園
② 設置大学名称	白梅学園大学
③ 担当部署	法人事務局 経営企画・広報室
④ 問合せ先	042-346-5611
⑤ 点検結果の確定日	2026 年 9 月 28 日（理事会決議）
⑥ 点検結果の公表日	2026 年 9 月 29 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.shiraume.ac.jp/disclosure/
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

設置校として、白梅学園短期大学を含む。

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の理念である「ヒューマニズムの精神」の涵養については、「学生ハンドブック」に掲載するとともに、科目名に「ヒューマニズム」を冠した講義を毎年開講している。 また、４月に実施した新採用教職員説明会にて、就業規則第２条（順守義務）において、「本学園の建学の精神であるヒューマニズムの理念に基づき、この規則およびこれに付属する諸規程を忠実に守ってその職責を遂行し、互いに協力して本学園の発展に努めなければならない。」と規定されていることを説明している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	ホームページ及び毎年度、学生に配布している「学生ハンドブック」や「履修案内」に、３つのポリシーを記載し、学生に対して入学から卒業に至る学びの道筋を具体的に示している。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は、法令及び学則に定められた責務に基づき、大学の教学運営を統括し、所属教職員を統督している。 また学則に基づき、学長を補佐する体制を整えている。副学長・学部長・学長補佐のそれぞれの役割については、教員組織運用規則に定めている。 教授会における審議事項については学則及び教授会規程に定め、規程に則って運営されている。教授会は、定められた事項及び学長より諮問のあった事項について学長が決定を行うに当たって、意見を述べている。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めている。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教授会及び各委員会の所管事務を明確にし、教職協働を実質化するとともに、FD 及び SD を毎年度実施し、教育・研究活動の質向上に努めている。 常勤理事及び監事は、私立学校法をはじめとした関係法令、寄附行為、規程及びガバナンス・コードに則り、事業計画の進捗状況や業務監査の結果を、理事会及び評議員会に報告している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学則に定められた教育目的及び研究目的に沿った教育・研究活動を、法人、大学・短期大学の中期実行計画（第 2 期中期実行計画（2024 年度～2028 年度の 5 年間）を 2024 年度に策定した。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	第 2 期中期実行計画に基づく各年度の事業計画を策定して計画的に実施している。各年度の事業計画は理事会の原案に基づき、評議員会への諮問を経て、理事会にて策定するとともに、その実施結果の検証、振り返りについても理事会で行っている。 また、毎年度自己点検・評価を実施し、改善・改革のサイクルを回しているとともに、7 年ごとに認証評価機関の評価を受け、適合の評価を得ている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成とともに、地域の多様な社会人の受入れなど、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	公開講座や地域交流のイベント実施、地域のボランティア活動への参加等を通して、社会貢献・地域連携を図っている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	DEI ポリシー 基本理念（Diversity（多様性）、Equity（公正）、Inclusion（包摂））を制定し、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備及び充実に努めている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用には十分配慮している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事は、私立学校法をはじめとした関係法令、寄附行為、諸規程及びガバナンス・コードに則り、その責任と役割を適正に果たしている。改正私立学校法の施行（2025 年 4 月 1 日）を受けて、理事・評議員選任機関を設置し、新たな構成及び選任方法により、理事の選任を行った。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、私立学校法をはじめとした関係法令、寄附行為、諸規程及びガバナンス・コードに則り、適正に運営されている。また、決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合には、理事・評議員協議会を招集することを寄附行為にて定めている。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	新任理事に対して、一般社団法人日本能率協会が発行する「私立大学 新任理事・評議員ハンドブック」を配布するなど、情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人は、私立学校法をはじめとした関係法令、本学園の寄附行為、諸規程、監査基準及びガバナンス・コードに則り、その責任と役割を適正に果たしている。 改正私立学校法（2025 年 4 月 1 日施行）に基づき、監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、選任基準を明確にするとともに、透明性をもった選任方法により、選任を行った。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び内部監査担当者が連携する体制を確立し、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行った。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任と評議員への情報提供は、私立学校法をはじめとした関係法令、寄附行為、諸規程及びガバナンス・コードに則り、適正に行われている。 改正私立学校法の施行（2025 年 4 月 1 日）を受けて、理事・評議員選任機関を設置し、新たな構成及び選任方法により、理事の選任を行った。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会は、私立学校法をはじめとした関係法令、寄附行為、諸規程及びガバナンス・コードに則り、諮問機関としての責任と役割を適正に果たしている。また、決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合には、理事・評議員協議会を招集することを寄附行為にて定めている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	新任評議員に対して、一般社団法人日本能率協会が発行する「私立大学 新任理事・評議員ハンドブック」を配布するなど、情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	火災、地震その他の災害に関する全学的な危機管理については「消防計画」を定め自衛防災体制を整備している。また、大学・短期大学、高校、中学、幼稚園の部門ごとに火災、地震等が発生した際の具体的対応についてマニュアル、対処方法等を定めている。 このほか、地震の際の書棚の転倒防止を継続的に実施し、台風等災害の際の安全対策、個人情報漏洩防止対策など、個別の課題に取り組んでいる。今後、全学的な危機管理マニュアル、事業継続計画の策定に向けて取り組んでいく。 2025 年 3 月 24 日の理事会において、「白梅学園 内部統制システム整備の基本方針」を策定し、理事長を最高管理責任者としてリスク管理体制を整備することを確認した。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する公益通報の窓口を設置し、通報体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	「教育情報及び財務情報」、「教職課程における情報」及び「研究活動の不正への対応」等の教育・研究に資する情報や学校法人に関する情報をホームページに掲載し、情報公開に努めている。 第 2 期中期実行計画（2024 年度～2028 年度の 5 年間）や毎年度の事業計画・事業報告、寄附行為、役員・評議員一覧、役員・評議員の報酬等規程についても、ホームページに掲載している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	